

子ども総合計画 中間見直しの方向性について

1. 計画の策定にあたって

■これまでの経緯

- ・平成27年3月（2015年）大阪府子ども総合計画（本体計画及び事業計画）策定
 - ： こども・未来プラン（H22.3）（次世代育成支援行動計画）の後継計画として
 - ： 子ども・子育て支援新制度の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画とし
 - ： 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画も事業計画に包含
- ・平成30年3月（2018年）大阪府子ども総合計画（事業計画）追補版 策定
 - ： 計画策定後の新たな動きの追記、教育・保育の量等見込み及び確保体制の見直し

■2020年度からの改訂版の策定（中間見直し）

子ども・子育て支援新制度の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画にあたる事業計画が5年の計画期間を満了するため、新たな事業計画の策定が必要となる。

（事業計画に包含する子どもの貧困対策のための計画は、子どもの貧困部会で検討）

併せて、10年間の本体計画も折り返しを迎えることから、これまでの取組を一旦総括し、必要な見直しを行うもの。

中間見直しにあたっては、**計画策定時からの状況の変化**と併せて**今後5年間の想定される社会環境の変化**を踏まえ、施策をより効果的に実施するために必要な取組を中心に検討することとしたい。

<参考> 大阪府子ども総合計画の概要

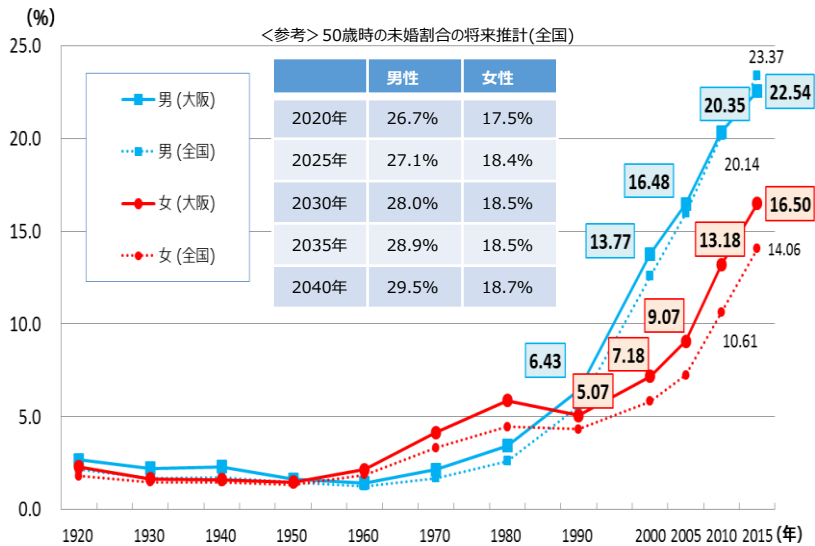
計画の性格	<ul style="list-style-type: none">・大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画・大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画・子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画・子ども・若者育成支援推進法に基づく計画・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どものための貧困対策のための計画
計画期間	平成27年度から平成36年度までの10年計画 （あわせて5年単位の事業計画も策定）

2. 計画策定時からの状況の変化

未婚率の増加もあいまって、少子化が進展している。

■生涯未婚率の推移

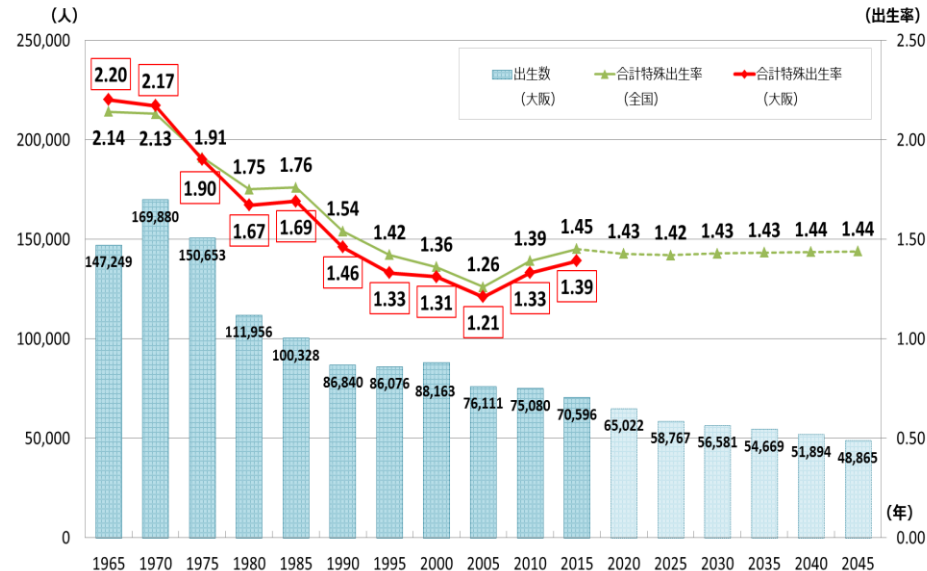
・生涯未婚率は、全国・大阪府ともに急激な上昇傾向。
 大阪府では、男性で約4人に1人、女性で6人に1人が未婚。
 (女性は、全国で東京19.2%、北海道17.2%に次ぐ高い割合。)



大阪府人口ビジョン (H28.3) より編集 出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」
 将来推計については、平成29年度「少子化社会対策白書」より

■出生率の推移と将来推計

・出生率は、団塊ジュニア世代の誕生以降低い値で推移。今後も人口を維持するのに必要とされる水準 (人口置換水準 = 2.07) を下回って推移するとみられ、出産年齢を迎える女性そのものの数が減少することもあいまって、出生数の減少は続くことが見込まれる。



大阪府人口ビジョン (H28.3) より 出典：2010年までは厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」

課題認識として

少子化対策に特効薬はなく、大阪の活性化を含めた、あらゆる施策を総動員して、持続可能な社会づくりに資する取組を継続していく必要があるということを改めて認識する必要がある。

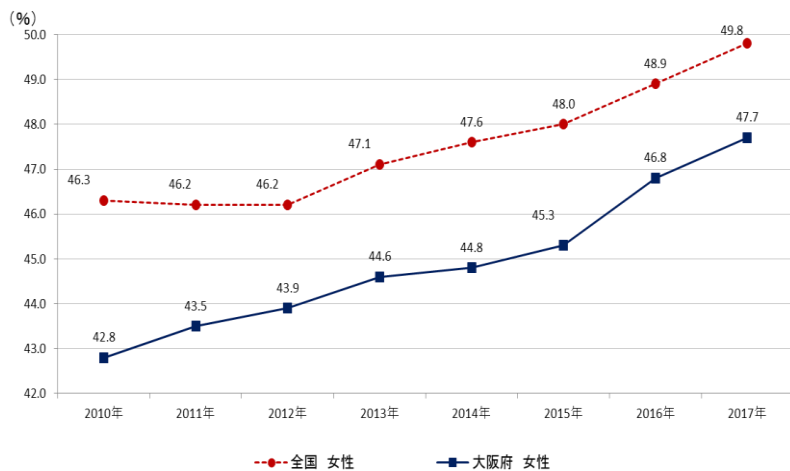
結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現できる社会をつくるため、市町村や民間事業者等とも連携しながら、ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施していく必要がある。

2. 計画策定時からの状況の変化

働く女性の増加が進んでおり、今後も増加が見込まれる。

■ 15歳以上の女性の就業率の推移

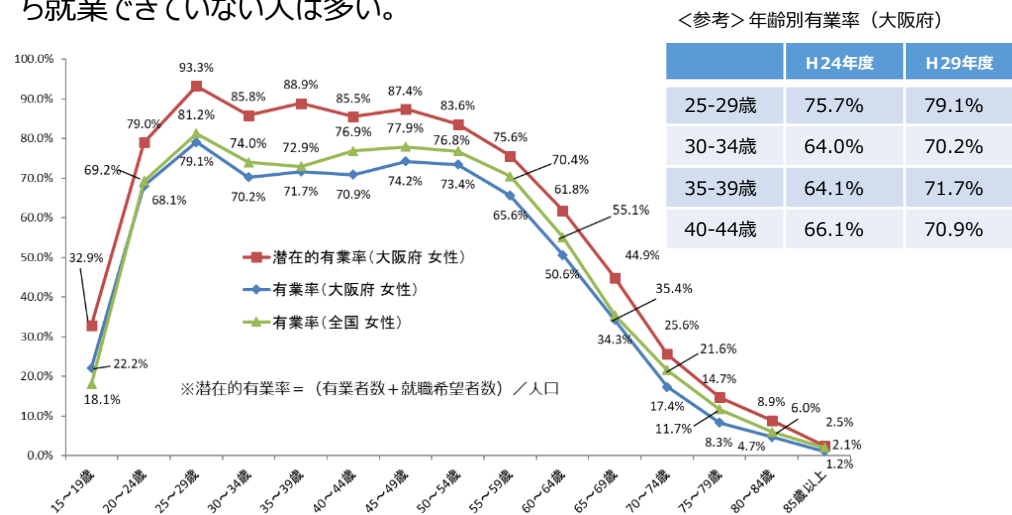
- ・大阪府の女性の就業率は、2010年以降上昇している。
- ・全国との差は縮小傾向にあるものの、依然として約2ポイントの差がみられる。



出典：総務省「労働力調査」、大阪府統計課「労働力調査地方集計結果（年平均）」より作成

■ 年齢階級別女性の有業率、潜在的有業率

- ・大阪の女性の有業率をみると、いわゆる「M字カーブ」の谷は改善されつつあるものの、全国平均に比べ低い状況となっている。
- ・大阪の有業率と潜在的有業率の差をみると、69歳までのいずれの年齢層でも10ポイント以上となっており、依然、働く意思がありながら就業できていない人は多い。



<参考> 年齢別有業率 (大阪府)

	H24年度	H29年度
25~29歳	75.7%	79.1%
30~34歳	64.0%	70.2%
35~39歳	64.1%	71.7%
40~44歳	66.1%	70.9%

出典：平成29年 総務省「就業構造基本調査」より作成

課題認識として

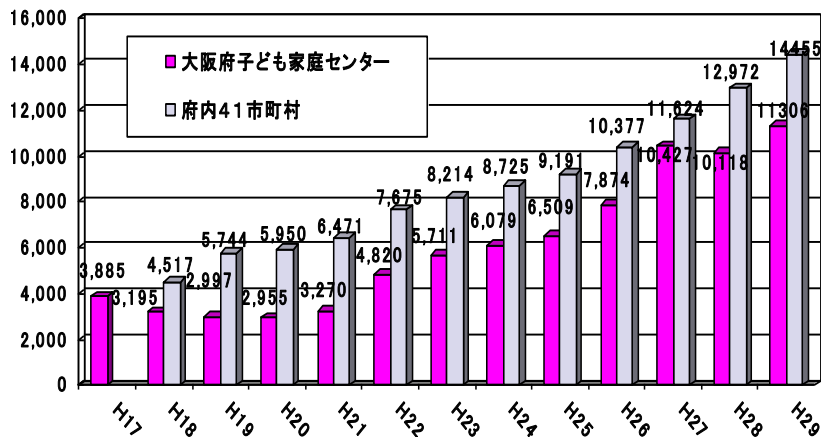
働きながら子育てができるように、子どもの教育・保育を提供する環境をさらに充実させていくとともに、企業等に働きかける必要がある。また、働き方改革や仕事と家庭の両立支援などの推進を図る必要がある。

2. 計画策定時からの状況の変化

児童虐待や子どもの貧困など子どもを取り巻く状況は依然厳しい。

■児童相談所及び市町村における虐待相談対応件数の推移
 ・大阪府子ども家庭センターに寄せられる児童虐待相談の対応件数及び市町村の児童虐待相談対応件数は、年々増加傾向。

大阪府子ども家庭センターと府内41市町村における児童虐待相談対応件数の推移

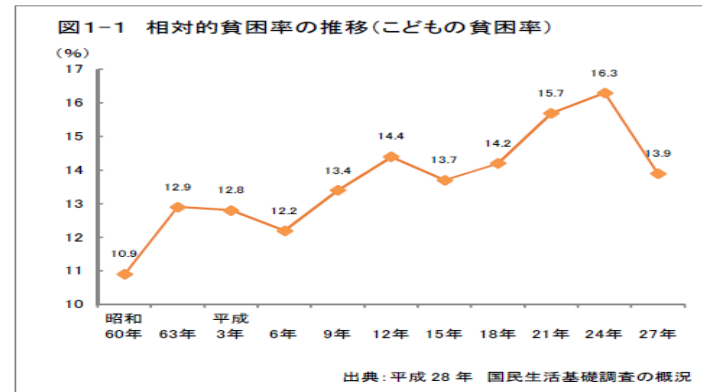


	H25	H26	H27	H28	H29
全国児童相談所	73,802	88,931	103,260	122,575	133,778
大阪府子ども家庭センター	6,509	7,874	10,427	10,118	11,306
府内41市町村(政令市除く)	9,191	10,377	11,624	12,972	14,455

出典：「大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書」より

■相対的貧困率の推移（子どもの貧困率）

・子どもの貧困率は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、2012年(平成24年)に過去最高の16.3%となり、2015年(平成27年)は改善したものの13.9%と高い水準。



※「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合
 ※「こどもの貧困率」とは、子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

■就学援助実施状況の推移（準要保護率）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大阪	24.15	24.54	23.77	23.23	21.74	21.14	20.42
全国	13.18	13.83	14.07	14.10	13.91	13.91	13.81

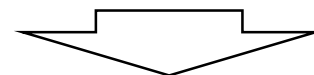
課題認識として

大阪府子どもを虐待から守る条例などにより児童虐待防止への取り組みを進めているが、さらなる対応が必要である。さらに貧困率も依然高い水準であることから、親の経済的状況に関わらず、子どもたちが同じスタートラインに立てることが重要である。

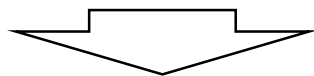
3. 中間見直しの方向性（案）

- すべての府民が結婚や子どもについての希望を実現できる社会づくり
 - ・希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子どもの数と生まれる子どもの数との乖離をなくしていくための環境を整備する。
- 女性の就業ニーズに応えるため、子育て支援に関する社会的資源は充実
 - ・認定こども園増加、保育の定員、利用者も大幅増
 - ・子育て世代包括支援センターの設置も進む
 - ・今後、無償化によって利用者の選択の幅が広がるとともに行政が関与するチャンネルが増加、認可外施設の基準化が進む
- 児童虐待や貧困など子どもを取り巻く困難の改善は期待するほど進まず
 - ・虐待対応の強化とともに、予防として子育て支援の一層充実が必要
 - ・親への支援（相談・指導）と、子どもへのアプローチ（発見・つなぎ、居場所の確保）の連携、重層化

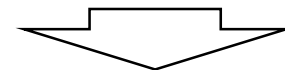
産み育てやすい環境を実現するための、ライフステージに応じた切れ目ない支援



保護者が支援につながる機会は確実に増加



支援につながる機会が活かされていないのではないか



中間見直しの方向性

社会的資源を活かした子育て支援の充実

→ 設置と機能充実(職員の資質向上)

社会的資源をつなぐ仕組みの改善や工夫

→ 地域の実情に応じた市町村モデルの確立

4. 今後5年間で想定される社会環境の変化

地域コミュニティの再評価

災害対応などをきっかけに、近所付き合いの大切さが改めて見直される、子ども食堂の動きに見られるように、子どもを核にボランティアの精神が発揮されるなど、地域のつながりが再評価される。

さらなる女性の就業率増加や男性の育児参加

共働き世帯が多くなる中、女性に偏る育児の負担を男女でシェアし、さらには、社会全体でこれらを支援する動きが強まる。

少子化社会の進展

今後も出生率は1.4程度で推移する見込みであり、出産年齢を迎える女性そのものの数が減少することもあいまって、出生数の減少は続き、少子化社会が進展していく。

SDGsの推進に向けた取組

国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）が全会一致で採択され、国際目標となっている。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための取組を実施していく。

大阪万博の開催を好機と捉えた施策の充実

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年に国際博覧会を開催。健康で豊かな社会を大阪・関西から実現し、世界に広めていくには、大阪において福祉の基盤を整備することが不可欠。すべての子どもが輝くためにも、等しく同じスタートラインに立てるような施策を充実させる。

5. 今後の進め方（案）

作業内容	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
計画策定部会①	●3月18日：中間見直しの方向性、府調査について												
・市町村ニーズ調査集計 ・府調査（業者委託）	 												
計画策定部会②	●8月上旬：改訂版 たたき案												
・策定部会意見													
計画策定部会③	●11月中旬：改訂版 素案												
子ども施策審議会①	●11月下旬：改訂版 素案												
・パブリックコメント													
子ども施策審議会②	3月上旬改訂版 案 ●												
・改訂版 策定													

本体計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画の構成・計画期間
4. 計画の位置づけ

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子どもを取り巻く社会情勢の変化
2. 就学前児童の子育てに対する家庭のニーズの変化
3. 「こども・未来プラン」後期計画の取組状況

第3章 計画でめざす基本的な目標について

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本方向と目標像

第4章 基本方向に基づく重点的な取り組み

1. 基本方向1 若者が自立できる社会
2. 基本方向2 子どもを生き育てることができる社会
3. 基本方向3 子どもが成長できる社会

第5章 計画の推進にあたって

1. 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画として
2. 目標数値の設定
3. 計画の進行管理及び検証・改善
4. 市町村との連携・協力

事業計画 目次

第1章 事業計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 事業体系

第2章 個別事業における取り組みと目標

1. 基本方向1 若者が自立できる社会
2. 基本方向2 子どもを生き育てることができる社会
3. 基本方向3 子どもが成長できる社会
4. 重点施策について

第3章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

1. 区域の設定
2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保
5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策
7. 都道府県計画における広域行政として大阪府が取り組むこと

第4章 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画

1. 策定の趣旨
2. 現状と課題
3. 子どもの貧困対策の方向性
4. 計画の推進について
5. 具体的取組
6. 子どもに貧困に関する指標

別添 個別目標一覧